

第 2 5 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を公開とした決定は妥当でない
ので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成29年10月18日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成29年度特定施設指定管理者公募に関する提出書類一式。全ての応募者のもの。

2 同年11月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、特定施設（以下「本件施設」という。）指定管理者公募において全ての申請者が提出した提出書類一式（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月29日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同年12月 1日、実施機関は、本件公開請求に対して、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同月22日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益が明らかに損なわれるとは認めがたいため。

6 同月18日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同月21日、審査庁は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求の目的について

情報公開の目的は、どのような行政サービスが執行されているか、または執行されるかを確認することであると考えられる。本件は、指定管理公募において、非選定となった事業計画書であり、採用されていないにも関わらず、情報公開を行う目的は、参加企業の会社情報取得と、提案に関するノウハウの取得であり、情報公開の意義の本質と異なる。

(2) 案件名や年間利用者数等のデータについて

案件名や年間利用者数等のデータについては、内部提出資料として、任意で掲載しているものであり、一般に公開されていないものもある。記述を公にすることにより、当法人の競争上の地位その他正当な利益を害する。

第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

団体のノウハウに関する情報は、公開することにより当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とするとともに、法人の印影等の団体の内部管理に関する情報についても、公開することにより当該団体の事業運営に支障をきたすと認められるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が、必要と認める場合に全部又は一部を公

表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成29年 4月改定）」に基づき、「特定施設指定管理者募集要項（平成29年 6月22日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年7月 3日開催の募集説明会においても、当該書類が情報公開の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

(2) 情報公開請求権について

条例上、情報公開請求者は行政文書の公開を請求するにあたり、当該請求の目的を述べることは求められてはいない。したがって、本件公開請求が情報公開の意義の本質と異なるとする審査請求人の主張は認められない。

(3) 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

ア 申請法人の事業活動に関する情報については、ホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

イ 財務状況について、株式会社にあつては、会社法（平成17年 7月26日法律第86号）第 440条第 1項により、貸借対照表を公告しなければならないこととなっている。対象文書は、法人としての基本的な情報であり、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

ウ 施設の運営実績について、審査請求の理由に「案件名や年間利用者数のデータについては、内部提出資料として、任意で掲載しているものであり、一般に公開されていないものもあります。記述を公にすることにより、当法人の競争上の地位その他正当な利益を害するため、非公開とします。」とあるが、案件名は当該法人や施設としての基本的な情報であり、それらの情報をもとに当該法人の競争上の利益その他正当な利益を害するまでの分析をすることはできない。

なお、年間利用者数のデータは、非公開としている。

第 5 審査会の判断

1 争点

別表に掲げる「本件情報」が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人を代表企業とする共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した本件行政文書に記載されていることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件共同事業体に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者に

よる運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

ア 本件において公開請求の対象となっているのは、指定管理者に選定されなかった企業の提出書類であり、実際の指定管理施設の管理運営に係る情報が記載されているわけではない。

イ したがって、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいとは認められない。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件行政文書は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者に選定されるために提出されたものであり、本件施設の事業計画書のほか、本件共同事業体を構成する法人の事業計画書、事業報告書及び財務状況等の法人の事業活動に関する文書が含まれている。

イ 本件施設の事業計画書は、通常、専門的知識を活用した応募者の創意工夫が盛り込まれていることから、当該事業計画書が公になり社会に流通していくことにより、実践されることのないまま他者に模倣されるおそれがある。また、当該事業計画書は非選定者に関する情報であり、公にすることにより当該非選定者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めない。

非選定者としては他者に模倣されることなく、また、社会的評価を低下させることなく、今後自らが他施設の指定管理者の申請等において活用することへの期待が大きいといえる。

ウ また、本件共同事業体を構成する法人の事業計画書等、法人の事業活動に関する文書は、企業としての経営戦略であって、通常、一般に公にされていない内部管理に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人との競争上の地位にあるものに当該法人の経営上の弱点や利点に

関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

エ したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が本件情報を公開することによる公益より大きいと認められるため、原則として、本件情報は、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えると、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(7) しかしながら、本件情報のうち、既に公知となっている情報については、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が認められず、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとはいえないため、これについて判断する。

ア 本件情報①について

(ア) 本件情報①は、申請者の所在地、名称、電話番号、代表者の職名及び氏名について記載されたものである。

(イ) 申請者の名称については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイトに公表されているほか、所在地、電話番号、代表者の職名及び氏名についても申請者のホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報①については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

イ 本件情報②、本件情報⑦、本件情報⑧及び本件情報⑩について

(ア) 本件情報②及び本件情報⑩は、各法人の所在地、名称、代表者の職名及び氏名について記載されたものである。また、本件情報⑦は各法人の名称、法人 A の所在地、代表者の職名及び氏名について記載されたものである。また、本件情報⑧は、各法人の名称、所在地について記載されたものである。

(イ) これらについては、各法人のホームページに掲載されている内容で

あり、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報②、本件情報⑦、本件情報⑧及び本件情報⑩については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ウ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、各法人の概要について記載されたものである。

このうち、財務状況には経常利益が記載されている。

(イ) 株式会社は会社法第 440 条第 1 項及び第 2 項により、少なくとも貸借対照表（大会社にあたっては、貸借対照表及び損益計算書）の要旨を公告しなければならないとされている。

当審査会の調査によると、各法人は会社法上の株式会社であるものの、大会社には該当しないため、損益計算書上の項目である経常利益については既に公知であるとは認められない。

(ウ) また、法人 B の電話番号及びファックス番号は、ホームページや会社概要パンフレットには記載されておらず、公知であるとは認められない。

(エ) その他の各法人の概要については、各法人のホームページに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

(オ) したがって、本件情報③のうち、各法人の経常利益、法人 B の電話番号及びファックス番号を除いた部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

エ 本件情報④について

(ア) 本件情報④は、各法人の類似施設の運営実績（年間利用者数及び成果を除く）について記載されたものである。

(イ) 地方自治法上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされている。したがって、本件情報④のうち、指定管理施設の施

設名及び管理期間については、既に公知となっている。また、経験施設数、指定管理者としての施設管理経験のうち運営形態、施設概要、所在地については各法人のホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

また、法人Cが記載している「コンベンション施設（直営施設）」の運営実績については、ホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報④については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

オ 本件情報⑤について

- (ア) 本件情報⑤は、グループの結成に係る委任事項等について記載されたものである。

- (イ) このうち、グループ名については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されているほか、各法人の所在地、名称、代表者の職名及び氏名については、ホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。また、その他の項目については指定管理者申請書類様式に記載されている内容であり、既に公知となっている。

- (ウ) したがって、本件情報⑤については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

カ 本件情報⑥について

- (ア) 本件情報⑥は、指定管理者事業計画書であり、本件施設名、グループ名、提出日及び目次について記載されたものである。

- (イ) このうち、本件施設名及びグループ名については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されており、既に公知となっている。また、目次については、指定管理者申請書類様式に記載されている内容と同等であり、既に公知となっている。

(ウ) また、指定管理者事業計画書の提出日は、申請の受付期間内に提出されたことがわかる情報にすぎず、その具体的な日付について公知であるとまでは言い難いが、公にすることで特段本件共同事業体に不利益を与えるとは認められない。

(エ) したがって、本件情報⑥については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

キ 本件情報⑨について

(ア) 本件情報⑨は、各法人のパンフレットである。

(イ) 本件情報⑨は、各法人のホームページに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑨については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

ク 本件情報⑩について

(ア) 本件情報⑩は、該当期間における各法人の事業計画書及び事業報告書（法人 B の事業報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を除く）である。

(イ) 事業報告書は、主に株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示するために会社が作成する法定開示書類の一つであり、会社法第 442 条第 3 項及び第 4 項の規定により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。

また、事業計画書は、会社法等による開示の定めはないものの、事業報告書と同様、企業としての経営戦略そのものであって、通常、一般に公にされていない内部管理に関する情報である。

(ウ) これらを公にした場合、当該法人との競争上の地位にあるものに当該法人の経営上の弱点や利点に関する情報の収集を容易にさせることが考えられることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあると認められるため非公開にすべきである。

(エ) しかし、本件情報⑩のうち各法人の名称、法人B及び法人Cの所在地、法人Cの電話番号、代表者の職名及び氏名については、当該法人のホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

また、各法人の事業計画書及び事業報告書の件名と該当期間については本件募集要項に記載されており、既に公知となっている。

(オ) したがって、本件情報⑩のうち、これらについては、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

ケ 本件情報⑫、本件情報⑬及び本件情報⑭について

(ア) 本件情報⑫、本件情報⑬及び本件情報⑭は、該当期間における各法人の財務状況について記載されたものである。

(イ) 上記ウ(イ)のとおり、株式会社は会社法第440条第1項及び第2項により、少なくとも貸借対照表（大会社にあたっては、貸借対照表及び損益計算書）の要旨を公告しなければならないとされている。

当審査会の調査によると、各法人は会社法上の株式会社であるものの、大会社には該当しないため、貸借対照表のうち公告の対象となっていない部分については公知であるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報⑫、本件情報⑬及び本件情報⑭について、貸借対照表のうち会社法第440条第1項及び第2項の規定により公告の対象となっている部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

(エ) また、本件情報⑬及び本件情報⑭のうち各法人の名称及び株式会社コンベンションリンクエージの所在地については、当該法人のホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

(オ) したがって、これらについては公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

コ 本件情報⑮について

(ア) 本件情報⑮は、各法人の直前期末従業員等の状況について記載されたものである。

(イ) 本件情報⑮は、通常、一般に公にされていない内部管理に関する情報であり、これらを公にした場合、法人の事業運営に支障をきたすことが考えられることから、非公開とすべきである。

(ウ) しかし、本件情報⑮のうち、各法人の名称は当該法人のホームページに掲載されている内容であり、既に公知となっている。

また、区分は指定管理者申請書類様式に記載されている内容であり、既に公知となっている。

(エ) したがって、本件情報⑮のうち、各法人の名称及び区分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年12月21日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成30年 6月 1日	実施機関の弁明書を受理
7月 6日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 9月 4日	反論意見書の提出及び口頭での意見陳述を希望しないものとして審理を進める旨の通知
9月20日 (第21回 第 2小委員会)	調査審議
10月18日	調査審議

(第22回 第 2小委員会)	
11月15日 (第23回 第 2小委員会)	調査審議
12月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里

別表

本件情報が記載された文書の名称	本件情報	非公開とすべき情報
特定施設指定管理者指定申請書（別記様式）	法人の印影を除く全て（以下「本件情報①」という）	
特定施設指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式1）	各法人の印影を除く全て（以下「本件情報②」という）	
団体の概要（様式2）	各法人の「（申請に関する担当連絡先）」の以下の部分を除く全て ・氏名 ・部署・職名 ・電子メール （以下「本件情報③」という）	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人の財務状況のうち経常利益 ・法人Bの電話番号及びファックス番号
管理運営能力及び実績（様式3）	各法人の「（2）類似施設の運営実績」の以下の項目 ・ア 経験施設数 ・イ 上記アのうち、指定管理者としての施設管理経験（年間利用者数及び成果を除く） （以下「本件情報④」という）	
協定書兼委任状（様式4）	法人の印影を除く全て（以下「本件情報⑤」という）	
指定管理者事業計画書一式（様式6～21）	事業計画書本文を除く全て（以下「本件情報⑥」という）	
定款（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人の名称 ・法人Aの所在地 ・法人Aの代表者の職名及 	

	び氏名 (以下「本件情報⑦」という)	
登記事項証明書	各法人の以下の部分 ・名称 ・所在地 (以下「本件情報⑧」という)	
法人又は団体のパンフレット(任意様式)	記載内容全て(以下「本件情報⑨」という)	
申請書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2年間の事業報告書(任意様式)	該当期間における各法人の以下の部分 ・事業計画書 ・事業報告書(法人Bの事業報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を除く) (以下「本件情報⑩」という)	以下の部分を除く全て ・各法人の名称 ・法人B及び法人Cの所在地 ・法人Cの電話番号、代表者の職名及び氏名 ・各法人の事業計画書及び事業報告書の件名、該当期間
直近の決算終了年度から3年間の法人税納税証明書等	証明事項を除く全て (以下「本件情報⑪」という)	
直近の決算終了年度から3年間の財務諸表等(任意様式)	法人Bの以下の部分 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・販売費及び一般管理費明細 (以下「本件情報⑫」という)	貸借対照表の以下の部分を除く全て ・会計期間 ・流動資産の合計金額 ・固定資産の合計金額 ・資産合計金額 ・流動負債の合計金額 ・賞与引当金 ・役員賞与引当金 ・固定負債の合計金額 ・退職給付引当金 ・役員退職慰労引当金

		<ul style="list-style-type: none"> ・負債合計金額 ・株主資本の合計金額 ・資本金 ・資本剰余金 ・資本準備金 ・利益剰余金 ・利益準備金 ・その他利益剰余金 ・評価・換算差額等の合計金額 ・その他有価証券評価差額金 ・純資産合計金額 ・負債及び純資産合計金額
	<p>法人Cの以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算報告書表紙（法人の印影を除く） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・販売費及び一般管理費 ・原価報告書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 <p>（以下「本件情報⑬」という）</p>	<p>決算報告書表紙及び貸借対照表の以下の部分を除く全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計期間 ・法人の名称 ・所在地 ・流動資産の合計金額 ・固定資産の合計金額 ・資産合計金額 ・流動負債の合計金額 ・固定負債の合計金額 ・負債合計金額 ・株主資本の合計金額 ・資本金 ・資本剰余金 ・資本準備金 ・利益剰余金 ・利益準備金 ・その他利益剰余金 ・自己株式

		<ul style="list-style-type: none"> ・純資産合計金額 ・負債・純資産合計金額
	<p>法人Aの以下の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・販売費及び一般管理費の明細 ・個別注記表 <p>(以下「本件情報⑭」という)</p>	<p>貸借対照表の以下の部分を除く全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計期間 ・法人の名称 ・流動資産の合計金額 ・固定資産の合計金額 ・資産合計金額 ・流動負債の合計金額 ・役員賞与引当金 ・固定負債の合計金額 ・退職給付引当金 ・負債合計金額 ・株主資本の合計金額 ・資本金 ・資本剰余金 ・その他資本剰余金 ・利益剰余金 ・利益準備金 ・その他利益剰余金 ・評価・換算差額等の合計金額 ・その他有価証券評価差額金 ・純資産合計金額 ・負債純資産合計金額
直前期末従業員等の状況（別紙 1 別添様式）	記載内容全て（以下「本件情報⑮」という）	<p>以下の部分を除く全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法人の名称 ・区分